

報告第 5 号

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による
令和5年度健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.5	37.6
12.52	17.52	25.0	350.0

備考

- 1 上段には本市の比率を、下段には早期健全化基準を記載した。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「—」を記載した。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による
令和5年度資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

- 1 全ての会計において、資金不足比率の該当がないため、「—」を記載した。